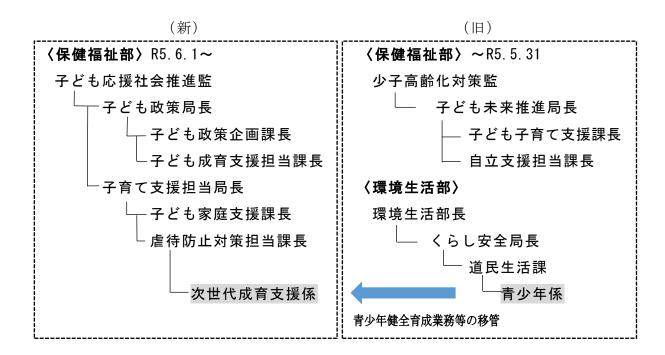
審議会の見直しについて

1 国の動き

令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、結婚、妊娠・出産、子育て期を通じた総合的な政策展開の充実を図っているところであり、こども政策に関する重要事項を調査審議する審議 会も設置されている。

2 道の動き

国の動きを受け、令和5年6月に保健福祉部内に「子ども応援社会推進監」を新設。「子ども未来推進局」を「子ども政策局」に改変するとともに2局長4課長体制に拡充し体制を強化。あわせて、環境生活部所管の青少年健全育成業務などを移管。



3 子ども関連の審議会の見直しについて(案)

子どもを取り巻く環境、政策課題が多様化・複雑化する中、今般の機構改正を踏まえ、こ ども基本法等で定める子ども関連の審議会を集約し、子ども政策を総合的に推進する。

- (1)北海道子どもの未来づくり審議会(子ども子育て支援部会等を含む)
- (2)北海道社会福祉審議会(児童福祉専門分科会のみ)
- (3)北海道男女平等参画審議会(DVに係る事項のみ)
- (4)北海道青少年健全育成審議会(社会環境整備部会を含む)

※審議会を統合するためには、関係条例を一部改正する必要がある。

審議会の集約 十 新たな部会の 設置

4 青少年健全育成業務に係る審議等について

審議会の集約等に伴い、「北海道青少年健全育成基本計画」及び「有害図書類の指定等」の調査審議は、今後、新たに設置される部会において行うこととなる予定。

※ 現在の審議会の委員の任期は令和5年11月30日となっているため、条例改正までの対応や、新たな部会の設置及び構成員については、別途検討し報告させていただく。